

令和7年度 秋田高等学校における部活動活動方針

令和7年4月25日策定

1 活動方針設定の趣旨

部活動は、学校教育活動の一環として行われ、生涯にわたってスポーツ・文化芸術に親しむ能力や態度を育て、生徒の自主性や協調性、責任感、連帯感などを育成するとともに、豊かな人間関係を築くなど、心身ともに健全な育成を図ることができる大変有意義な活動である。

本校における活動方針は、生徒がスポーツ・文化芸術に親しむ機会を確保するとともに、部活動が生徒にとって望ましい環境となるよう、適正な運営および効率的・効果的な活動の在り方を示すものである。

2 適正な運営のための体制整備

- (1) 校長は、毎年度、本校における「部活動活動方針」を策定し、学校ホームページにより公表する。
- (2) 部活動顧問は、年間の活動計画（活動日・休養日・参加予定大会等）及び毎月の活動計画と実績を作成し、校長に提出する。
- (3) 部活動顧問及び外部指導者は、指導に当たって、生徒の発達段階を踏まえ、安全確保や事故防止に努め、体罰やハラスメントの根絶を図ること。

3 適切な休養日等の設定

- (1) 休養日及び活動時間の設定に当たっては、本校の実情、競技種目の特性及びオン・オフシーズン等を踏まえ、活動頻度・時間の目安を週・月・年単位で見通しをもって定めることや、定期考査前の休養期間の設定等について考慮すること。
- (2) 1日当たりの活動は、できるだけ短時間で、合理的・効率的・効果的に行うこと。活動時間の目安は、平日は2時間30分程度、学校休業日は3時間30分程度とする。
- (3) 学期中は、平日は週1日以上、週末は月2日以上の休養日を設けることを原則とする。
- (4) 長期休業中の休養日は、学期中に準じて設定し、生徒が十分な休養を確保するとともに、部活動以外の多様な活動に取り組めるよう、一定期間の長期休養を設けること。
- (5) 学校閉庁日は部活動を実施しない。ただし、大会等により活動が必要な場合は、校長の許可を得ること。

4 その他

- (1) 生徒の移動は公共交通機関を基本とし、やむを得ず自家用車や大型バス等を使用する場合は、以下のことに留意し、事故防止に万全を期すこと。
 - ① 事前に運行計画を作成し、保護者の了承を得る。
 - ② 運転者の健康に配慮し、無理な日程や長距離運転を避け、安全運転を徹底する。
 - ③ 使用車両は法定検査・点検を実施し、任意の自動車保険および生徒の旅旅行保険に加入する。
 - ④ 乗車時はシートベルトを着用するなど、安全に十分配慮する。
 - ⑤ 一日の移動距離は概ね300kmまで、運転時間は合計5時間以内とする。
- (2) 教育的意義や関係者の負担を踏まえ、参加する大会・コンクール・発表会等は精査する。
- (3) 同好会における顧問の役割は以下のとおりとする。
 - ① 顧問が担う業務
 - ア 安全指導：日常活動を見守り、危険が生じないように指導する。
 - イ 会計業務：集金や物品購入等に関する会計。
 - ウ 届出業務：行事参加届等の作成・提出。
 - エ 校内における活動場所の管理指導：適切な使用の指導。
 - オ 大会等の結果報告：出場後に学校へ報告。
 - ② 顧問が担わない業務
 - ア 校外での活動（大会等を含む）の引率・指導 ※引率は保護者が行う。
 - イ 校外活動場所の確保
 - ウ 大会役員の業務